

# 一般社団法人 和歌山県介護支援専門員協会 運営規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この運営規程は、一般社団法人 和歌山県介護支援専門員協会定款（以下「定款」という。）を受け、本会の事業の円滑な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 会員

(入会の届出様式等)

第2条 定款第4、5条の規定により入会しようとする者の入会申込書の様式は、別記第1号様式とする。

2 定款第4条の規定による入会后、住所等を変更した場合は、変更事項を別記第2号様式にて届け出るものとする。

(入会金及び会費)

第3条 定款第6条に規定する会費は、1年間9千円とする。ただし平成30年より1万円とする。入会金は2千円とする。

第4条 会費は、3月31日までに、次年度分を納入しなければならない。

## 第3章 部会

(部会)

第5条 部会は、総務部会、研修部会、事業広報部会の3部会とし、それぞれに担当理事を配置する。

## 第4章 支部

(支部)

第6条 支部を和歌山市、伊都・橋本、那賀、海南・海草、有田、日高・御坊、西牟婁・田辺、紀南の8支部設置する。

## 第5章 運営規程の変更

(運営規程の変更)

第7条 この運営規程の変更は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この運営規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この運営規程は、平成29年6月3日から施行する。